

平成 29 年 3 月

荷主企業各位

「三重県過積載防止対策連絡会議」

参加行政機関

三 重 県  
三 重 県 警 察 本 部  
中部地方整備局三重河川国道事務所  
中 部 運 輸 局 三 重 運 輸 支 局

## 過積載運行の防止について（お願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、交通・運輸・道路行政並びに関係団体の諸活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、貨物自動車による輸送は産業資機材から生活必需品まで、国内物流の基幹として経済活動や国民生活に必要不可欠なものであり、我が国の経済社会の発展に大きく貢献しているところであります。

しかし、事業用トラックによる死亡事故件数は、平成 16 年をピークに減少傾向にあるものの、社会的に影響の大きな事故は、今だ後を絶たず発生しており、輸送の安全を確保することが喫緊の課題となっております。

特に、車両の最大積載量を超える荷物を積載して運行する「過積載運行」は、重大事故の発生原因となるほか、道路の損傷、騒音・排気ガス等、交通公害の要因ともなっており、早急に根絶を図るべき問題と言えます。

しかしながら、貨物自動車による輸送を取り巻く構造は、荷主・元請事業者・下請事業者といった重層構造となっており輸送を行った者に安全確保の第一義的責任があるものの、安全確保には荷主・元請事業者等の輸送を依頼する企業等の理解と協力が不可欠です。

これらの背景から道路交通法では、運転者、自動車の使用者に対する罰則のみならず、荷主等に対しても過積載車両の運転要求等の禁止を行っており、貨物自動車運送事業法においても、運送事業者に対する行政処分はもとより、運送事業者の過積載運行等の違反行為が荷主等の行為に起因するものであると認められる場合は、荷主等に対しても協力要請を行い、過積載運行を繰り返し行わせる等の実態がある荷主等については、警告書を発する等の厳しい措置を講じているところであります。

私ども、過積載防止対策連絡会議では、トラック運送事業者・ダンプカー事業者のほか、貨物自動車を利用する方に過積載運行の防止について周知を徹底して参りますが、荷主企業各位におかれましては、荷物搬出の際の「適正配車の依頼及び定量輸送の確保」について、格段のご理解を賜り、過積載運行防止にご協力下さるようお願い申し上げます。

敬具



# STOP

過積載を主な原因とする**重大事故**が発生しています。

「安心・安全」や  
「道路構造物の  
保全・環境」のためにも  
過積載防止に  
ご協力願います。

# 過積載

過積載 **ゼロ** を目指して

三重県過積載防止対策連絡会議  
一般社団法人三重県トラック協会